

学生各位

副学長 小島孝之

成績評価の異議申立てについて

このことについて、平成19年2月1日付けで、「成績評価の異議申立てに関する要項」が制定されましたので、お知らせします。

内容については、下記のとおりですが、事項①及び②は、従来、担当教員が個別に対応していたものを制度として明文化しました。また、事項③は、担当教員との協議によっても疑義が解決されない場合等を想定して、新たに、制度化しました。

なお、事項③の異議申立てについては、平成19年2月1日以降に通知される成績から適用となります。下記の事項に該当する場合は、それぞれの申し出先に申し出てください。

また、詳細については、後日、学生センター、学生サービス課又は学部、学科等の掲示板において掲示しますので、見落とすことがないように注意してください。

## 記

事 項	申し出先	
① 学生は、 <u>成績通知後</u> 、1か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2か月以内）に担当教員に申し出て、自己の提出した答案、レポート等を確認するため、閲覧することができる。	授業等担当教員	
② 学生は、成績評価に質問又は異議がある場合は、 <u>成績通知後</u> 、1か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2か月以内）に担当教員に申し出ることができる。	授業等担当教員	
③ 担当教員との協議によっても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議ができない場合には、学生は学部長（教養教育科目にあっては、教養教育運営機構長，大学院の授業科目にあっては研究科長とする。）に異議を申し立てることができる。	教養教育 科目	教養教育実施係
	学部開講 専門教育 科目	開講学部の教務係 ※医学部は、 学生サービス課
	大学院開 講科目	大学院係 ※医学系研究科は、 学生サービス課

※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、当該期間中（成績通知後、1か月以内）における学生本人の病気、担当教員の長期（海外）出張等、学生が1か月以内に申し出ることができなかったことに対して、相当の理由がある場合を言います。